

令和8年度 瀬戸内市小規模特認校【裳掛小学校】 就学募集要項

瀬戸内市小規模特認校制度について

小規模校の特性を生かした教育活動（※裏面参照）を推進している小学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に対して、一定の条件をもとに、通学区域の学区外からの就学を認め、児童を受け入れる制度です。

地域の特色や少人数のよさを生かした教育活動や体験活動等を通して、生きる力や豊かな人間性を育てます。

就学の条件

小規模特認校への就学を希望する場合には、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 原則として、令和8年度に瀬戸内市立小学校第1学年へ就学する児童を対象とする。
（他学年については現在通っている小学校へ相談ください。）
- (2) 保護者は、その児童を保護者の送迎または公共交通機関等の利用により、当該小規模特認校へ通学させること。その責任及び経費は、保護者が負うこと。
- (3) 児童・保護者が、当該小規模特認校の教育計画に沿った学校生活を送り、卒業まで就学できると認められること。
- (4) 保護者は、当該小規模特認校の教育活動及び PTA 活動等について十分理解し、積極的に協力すること。
- (5) 小規模特認校卒業後、瀬戸内市立中学校へ進学する場合は、児童が在住する学区の中学校に進学すること。

就学までの流れ

① 授業等見学及び相談

裳掛小学校への就学を希望される場合は、小学校の授業等の見学、管理職等への相談が必要です。令和7年10月20日（月）から11月4日（火）の期間で行いますので、希望日について裳掛小学校へご連絡ください。

② 申請書の提出

見学・相談後、申請書を期間内に瀬戸内市教育委員会 総務学務課まで提出いただきます。

提出書類：「小規模特認校への特認就学申請書」（様式第1号）

申請書類は瀬戸内市教育委員会 総務学務課にありますので、直接お問い合わせください。

申請期間：令和7年11月5日（水）から12月10日（水）の9時から17時まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く

③ 面談の実施

申請書提出後、裳掛小学校長と面談をしていただきます。

④ 結果の通知

令和8年1月中に瀬戸内市教育委員会から保護者宛に結果を通知します。この通知により、受入れの可否が決定となります。

なお、就学を許可した後に、申請と事実が異なるなど、就学に支障があると認められた場合は、就学許可を取り消すことがあります。

⑤ 就学の時期

就学は、令和8年4月1日です。

問い合わせ先

○ 学習内容・見学・相談に関すること

瀬戸内市立裳掛小学校 教頭 （電話 0869-25-0234）

○ 就学の手続きに関すること

瀬戸内市教育委員会総務学務課 就学担当 （電話 0869-34-5640）

瀬戸内市立裳掛小学校の特色ある教育活動

地域の特色や少人数のよさを生かした教育活動や様々な情報に触れ、活用していく活動等を通して、未来を拓く力や豊かな人間性を育てます。



裳掛小学校と「もかけこどもひろば」が連携し、放課後を利用して体験学習に注力しています。その中で、非認知能力（協調性判断力、コミュニケーション力等）の向上を図っています。

☆こちらの二次元コードを読み取ってご覧ください☆



学校 HP



こどもひろば
Instagram



岡大まちけん
Instagram